

標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

平成 26 年 7 月 1 日 消費者庁長官・観光庁長官認可

第 1 章 総 則

- (適用範囲)
- 第 1 条 当社は旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- (用語の定義)
- 第 2 条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみ旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第 12 条第 2 項、第 16 条第 1 項後段、第 19 条第 2 項に定める方法により支払うことと内容とする募集型企画旅行契約をいいます。
- 4 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。
- 5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (旅行契約の内容)
- 第 3 条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けず。
- (手配代行者)
- 第 4 条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を兼として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第 2 章 契約の締結

- (契約の申込み)
- 第 5 条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。
- 3 第 1 項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- 5 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。
- (電話等による予約)
- 第 6 条 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した、当社が定める期間内に、前条第 1 項又は第 2 項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。
- 2 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- 3 旅行者が第 1 項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (契約締結の拒否)
- 第 7 条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
- (2) 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
- (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (4) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (5) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められたとき。
- (6) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7) 旅行者が、風説を流布し、偽造を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 2 上記時に成立するものとします。
- 3 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を送った時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

- (契約書の交付)
- 第 9 条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
- 2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載することによります。
- (確定書面)
- 第 10 条 前条第 1 項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示し重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日に当たる日）以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合には、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。
- 2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 3 第 1 項の確定書面を交付した場合には、前条第 2 項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。
- (情報通信の技術を利用する方法)
- 第 11 条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の利用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第 3 章 契約の変更

- (契約内容の変更)
- 第 13 条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものとする理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- (旅行代金の額の変更)
- 第 14 条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものであるとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合には、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。
- 2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
- 3 当社は、第一項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 4 当社は、前条の規定に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加がある場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内で旅行代金の額を変更することができます。
- 5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

第 4 章 契約の解除

- (旅行者の解除権)
- 第 16 条 旅行者は、いつでも別表第 1 に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあつては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へ旅行者の署名をなして取消料の支払を受けることができます。
- 2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
- (1) 当社によって契約内容が変更されたとき、その変更が別表第 2 上欄（左欄）に掲げられるその他の重要なものであるときに限ります。
- (2) 第 14 条第 1 項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- (4) 当社が旅行者に対し、第 10 条第 1 項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたときは又は当社がその旨を告げたときは、第 1 項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分の契約を解除することができます。
- 4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
- (当社の解除権等 旅行開始前の解除)
- 第 17 条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。
- (1) 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないときが判明したとき。
- (2) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- (4) 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (5) 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- (6) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量の旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれ極めて大きいとき。
- (7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- (8) 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (9) 旅行者が第 7 条第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 旅行者が第 12 条第 1 項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第 1 項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければならないとします。
- 3 当社は、第 1 項第 5 号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあつては 13 日目（日曜日旅行については、3 日目）に当たる日より前に、海外旅行にあつては 23 日目（別表第 1 に規定するピーク時に旅行を開始するものについては 33 日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。
- (当社の解除権等 旅行開始後の解除)
- 第 18 条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。
- (1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (2) 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
- (3) 旅行者が第 7 条第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。
- 2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な契約がなされたものとし、前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
- (旅行代金の払戻し)
- 第 19 条 当社は、第 14 条第 3 項から第 5 項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前 3 条の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。
- 2 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であつて、第 14 条第 3 項から第 5 項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前 3 条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- 3 前 2 項の規定は第 27 条又は第 30 条第 1 項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- 2 に必要な旅行サービスへの手配を引受け受けよう。
- 2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第 5 章 団体・グループ契約

- (団体・グループ契約)
- 第 21 条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。
- (契約責任者)
- 第 22 条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第 6 章 旅程管理

- (旅程管理)
- 第 23 条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (1) 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができずにおそれられると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずのようになるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (当社の指示)
- 第 24 条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。
- (添乗員等の業務)
- 第 25 条 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第 23 条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- 2 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。
- (保護措置)
- 第 26 条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

第 7 章 責任

- (当社の責任)
- 第 27 条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第 4 条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、手配代行者について生じた第 1 項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては 1 日以内に、海外旅行にあつては 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (特別補償)
- 第 28 条 当社は、前条第 1 項の規定に基づく当社の責任が生ずるかを問わず、別紙特別補償規程に定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中及びその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- 2 前項の損害について当社が前条第 1 項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- 3 前項に規定する場合において、第 1 項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第 1 項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。
- 4 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (旅程保証)
- 第 29 条 当社は、別表第 2 上欄（左欄）に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表下欄（右欄）に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第 27 条第 1 項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- (1) 次に掲げる事由による変更
- イ 天災地変
- ロ 暴動
- ハ 官公署の命令
- ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ニ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

第 8 章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

- (弁済業務保証金)
- 第 31 条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂 4 丁目 2 番 19 号 赤坂シャスターストビル）の保証社員に定めておきます。
- 2 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から 円に達するまで弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業法第 22 条第 10 第 1 項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第 7 条第 1 項に基づく営業保証金は供託していません。
- (苦情の申出)
- 旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申出をすることができます。
- 記
- | 名 称 | 一般社団法人全国旅行業協会 | 支部 |
|-----|---------------|----|
| 所在地 | | |
- 別表第 1 取消料（第 16 条第 1 項関係）
- 1 国内旅行に係る取消料
- | 区 分 | 取 消 料 |
|--|---------------------|
| (1) 次項以外の募集型企画旅行契約 | |
| イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日曜日旅行にあつては 10 日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の 20% 以内 |
| ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の 30% 以内 |
| ハ 旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の 40% 以内 |
| ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の 50% 以内 |
| ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の 100% 以内 |
| (2) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 |
- 備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。
(2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

別表第 1 取消料（第 16 条第 1 項関係）	
1 国内旅行に係る取消料	
区 分	取 消 料
(1) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日曜日旅行にあつては 10 日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20% 以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 30% 以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40% 以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50% 以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100% 以内
(2) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

区 分		取 消 料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）		
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）		旅行代金の 10％以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）		旅行代金の 20％以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）		旅行代金の 50％以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）		旅行代金の 80％以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目に当たる日以降の解除又は無断離席不参加の場合		旅行代金の 100％以内
(2) 協同航空機を利用する募集型企画旅行契約		
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 90 日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）		旅行代金の 20％以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）		旅行代金の 50％以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）		旅行代金の 80％以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目に当たる日以降の解除又は無断離席不参加の場合		旅行代金の 100％以内
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約		
		当該船舶に係る取消料の規定によります。
注 「ピーク時」とは、12 月 20 日から 1 月 7 日まで、4 月 27 日から 5 月 6 日まで及び 7 月 20 日から 8 月 31 日までをいいます。		
備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。		
(2) 本表の適用が当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。		

一般社団法人・全国旅行業協会 保証社員

山梨交通株式会社

トラベル事業部